

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月13日
【四半期会計期間】	第19期第1四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）
【会社名】	株式会社メディネット
【英訳名】	MEDINET Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 邦彦
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号
【電話番号】	(045)478-0041(代)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 原 大輔
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号
【電話番号】	(045)478-0041(代)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 原 大輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期 第1四半期連結 累計期間	第19期 第1四半期連結 累計期間	第18期
会計期間	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日	自平成24年10月1日 至平成25年9月30日
売上高(千円)	517,028	526,769	2,110,453
経常損失()(千円)	139,029	272,936	951,791
四半期(当期)純損失()(千円)	141,231	282,859	348,419
四半期包括利益又は包括利益(千円)	10,215	463,495	386,269
純資産額(千円)	4,932,265	10,350,714	10,369,570
総資産額(千円)	7,383,977	11,959,585	12,242,286
1株当たり四半期(当期)純損失金額 ()(円)	192.74	323.64	431.54
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	66.8	86.4	84.6

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、新たに連結の範囲に含めた関係会社の状況は以下のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株)メドセル	東京都世田谷区	100,000	細胞医療製品事業	100.0	役員の兼任あり 業務受託契約あり

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

なお、当第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況
1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

細胞医療製品事業及び貸付金に係るリスク

当社グループは、平成25年3月に、細胞医療製品事業に取り組むための資金を確保することを目的として、第三者割当の新株予約権の発行を行い、同年5月に、当新株予約権の全てが行使されたことにより予定していた資金調達が完了いたしました。今後は、調達した資金により、計画的に細胞医療製品の開発を進め、最終的には細胞医療製品の製造販売承認を取得することにより、細胞医療製品事業を細胞医療支援事業に続く新たな収益の柱とすることを目指してまいります。当社グループとしては、計画の進捗管理のためにマイルストーンを設け、当マイルストーンごとに検証を加えながら慎重に細胞医療製品開発を進めてまいります。細胞医療製品の臨床試験において必ずしも当社の期待したとおりの結果が得られるとは限らず、結果として細胞医療製品の製造販売承認が得られなかった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社は、当該事業に係るライセンス契約の相手先に対して、資金の長期貸付を行っており、平成25年12月31日現在の残高は9,000千円（948,600千円）であることから、貸付先の運営が計画通りに進まず引当金等を設定する場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

開発・製造・販売に係るライセンス契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約内容
(株)メディネット (当社)	Argos Therapeutics, Inc.	アメリカ	細胞医療製品「AGS-003」に係るライセンス契約

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

現在、我が国においては、バイオテクノロジー及び先端医療に係る各種の推進政策が実施されており、なかでも再生医療の実用化を促す再生医療推進法（「再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律」）が平成25年4月に成立したこと、また、細胞加工業を認める「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」及び再生・細胞治療を実施するための再生医療等製品を規定した「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」が平成25年11月に成立したことにより、当社グループを取り巻く事業環境が大きく変わろうとしています。そのような経営環境のもと、当第1四半期連結累計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）において当社グループは、現在の主力事業である免疫細胞療法総合支援サービスから細胞加工業へ事業転換を図るべく社内体制及び営業施策の再構築を行うとともに、当社グループが行っている研究開発の成果をもとに細胞医療製品の開発、製造、販売を実現するべく、新たな事業展開に向けた取り組みを強化しております。

売上高については、免疫細胞療法総合支援サービスの売上が前第1四半期連結累計期間に比べて増加したことから、当第1四半期連結累計期間の売上高は526,769千円（前年同期比9,740千円増、1.9%増）となりました。

研究開発活動については、当社グループの新たな事業である細胞医療製品の製造販売承認の獲得を目指した研究開発を加速しております。当第1四半期連結累計期間では、平成25年12月に、転移性腎細胞がんを対象とする細胞医療製品「AGS-003」を開発する米国Argos Therapeutics社との間でライセンス契約を締結し、日本国内での「AGS-003」の開発及び製造の独占的許諾を獲得し、それに伴い一時金を支出しております。この「AGS-003」の開発パイプライン獲得に係る研究開発費等により当第1四半期連結累計期間の研究開発費は、前第1四半期連結累計期間に比べて88,795千円（75.8%）増加しております。なお、これまでの研究開発活動の成果の一環として、当第1四半期連結累計期間において以下の特許が成立しております。

「抗原提示細胞の活性化処理方法」

欧州11カ国、オーストラリア、日本に加えて米国を追加

新たな事業展開に向けた取り組みの中で既存事業に係る営業活動については一層の効率化を図っていることから、当第1四半期連結累計期間の販売費については、前第1四半期連結累計期間に比べて10,932千円(13.6%)減少しております。また、前述の平成25年11月に成立した2つの法律の施行に向けて、細胞加工業及び細胞医療製品事業の推進・展開を図るための戦略的投資等により、一般管理費については、前第1四半期連結累計期間に比べて56,249千円(25.5%)増加しております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は551,878千円(前年同期比134,112千円増、32.1%増)となり、営業損失は287,269千円(前年同期は営業損失176,787千円)となりました。

その他、外貨建て投資有価証券の円換算等による為替差益16,687千円等の営業外損益により、当第1四半期連結累計期間の経常損失は272,936千円(前年同期は経常損失139,029千円)となりました。

また、保有する投資有価証券の評価を見直したことに伴う投資有価証券評価損7,100千円を計上したこと等から、四半期純損失は282,859千円(前年同期は四半期純損失141,231千円)となりました。

なお、当社グループにおける報告セグメントの区分は従来単一セグメントとしておりましたが、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」が成立したことを受け、従来事業の中核をなしていた免疫細胞療法総合支援サービスから細胞加工業への転換、及び細胞医療製品の開発といった新たな事業への展開を図ることの重要性が高まったことに伴い、当第1四半期連結会計期間より「細胞加工業」及び「細胞医療製品事業」の2区分に変更しております。また、当第1四半期連結会計期間から報告セグメントの区分を変更したため、各報告セグメントの前年同期との比較は記載しておりません。

報告セグメント別の業績の概況は、以下のとおりであります。

細胞加工業

細胞加工業については、当面は、細胞加工業への移行を検討している免疫細胞療法総合支援サービス売上が収益の柱となっており、当第1四半期連結累計期間においては、既存契約医療機関に対するサービス売上に大きな変動はないものの、技術開発投資の適正化や営業活動の効率化による営業費用の削減効果等により、売上高は526,154千円、セグメント利益は86,457千円となりました。

細胞医療製品事業

細胞医療製品事業については、当社グループで行っている研究開発の成果をもとに細胞医療製品の開発に向けた研究開発活動に取り組んでおり、日本国内においては、これまで継続的に行ってきた大学病院等との共同臨床研究を通じて、細胞医療製品の可能性を探求しております。また、国内外で行われている細胞医療製品の臨床研究にも注目しており、それらのパイプラインの獲得も視野に入れた活動を行っております。当第1四半期連結累計期間においては、米国Argos Therapeutics社が開発を進めている転移性腎細胞がんを対象とする細胞医療製品「AGS-003」の日本国内における開発、製造権を獲得するための契約一時金による研究開発費が発生いたしました。当細胞医療製品事業は、現在は研究開発投資が先行している状況ですが、収益としては、細胞医療製品の可能性の評価を行うため、免疫細胞治療に係る先進医療を実施している契約医療機関に対して免疫細胞療法総合支援サービスを提供し、サービス売上を計上しております。以上の結果、売上高は614千円、セグメント損失は251,782千円となりました。

(2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて282,701千円減少し、11,959,585千円となりました。流動資産は7,482,876千円と前連結会計年度末に比べ947,030千円減少しており、主な要因は現金及び預金の減少1,238,070千円、有価証券の増加300,041千円です。固定資産は4,476,709千円と前連結会計年度末に比べ664,329千円増加しており、主な要因は投資有価証券の減少269,668千円及び長期貸付金の増加948,600千円によるものです。

当第1四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末に比べて263,844千円減少し、1,608,871千円となりました。そのうち流動負債は1,106,992千円で前連結会計年度末に比べて174,241千円減少しております。主な要因は買掛金の減少60,922千円、未払法人税等の減少21,067千円、賞与引当金の減少40,328千円及び資産除去債務の減少36,000千円です。固定負債は、前連結会計年度末に比べて89,603千円減少し、501,879千円となりました。主な要因は固定負債その他に含まれる繰延税金負債の減少100,016千円です。

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、四半期純損失282,859千円、第三者割当増資による資本金及び資本準備金の増加436,950千円、その他有価証券評価差額金の減少180,635千円等により前連結会計年度末に比べて18,856千円減少し、10,350,714千円となりました。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の84.6%から86.4%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、205,985千円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,751,200
計	1,751,200

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	883,331	883,331	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。
計	883,331	883,331	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成26年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第7回新株予約権

決議年月日	平成25年12月5日
新株予約権の数(個)	30,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり50,000(注2)
新株予約権の行使期間	自平成25年12月26日 至平成28年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注3)
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 本新株予約権の目的である株式の総数は30,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株)とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度（最大で6ヶ月に1回未満）修正される。

当社は平成26年6月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知（以下「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下「通知日」という。）の翌営業日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができない。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合

行使許可期間内である場合

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

第8回新株予約権

決議年月日	平成25年12月5日
新株予約権の数（個）	30,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	30,000（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり52,000（注2）
新株予約権の行使期間	自 平成25年12月26日 至 平成28年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注3）
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の総数は30,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株)とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度(最大で6ヶ月に1回未満)修正される。

当社は平成26年6月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知(以下「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下「通知日」という。)の翌営業日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。))において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができない。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合

行使許可期間内である場合

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

第9回新株予約権

決議年月日	平成25年12月5日
新株予約権の数(個)	30,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり54,000(注2)
新株予約権の行使期間	自平成25年12月26日 至平成28年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注3)
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 本新株予約権の目的である株式の総数は30,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株)とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度(最大で6ヶ月に1回未満)修正される。

当社は平成26年6月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知(以下「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下「通知日」という。)の翌営業日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。))において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)でない場合には直前の取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができない。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合

行使許可期間内である場合

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成25年12月26日 (注)	10,000	883,331	218,475	6,375,761	218,475	7,788,321

(注) 有償第三者割当

発行価格 43,695円
資本組入額 21,847.5円
割当先 ドイツ銀行ロンドン支店、株式会社夢テクノロジー

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 873,331	873,331	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	873,331	-	-
総株主の議決権	-	873,331	-

（注）「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が25株（議決権25個）含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,081,225	843,155
売掛金	361,346	348,536
有価証券	5,599,765	5,899,807
原材料及び貯蔵品	114,124	114,490
その他	273,444	276,886
流動資産合計	8,429,906	7,482,876
固定資産		
有形固定資産	447,088	450,413
無形固定資産	256,710	253,196
投資その他の資産		
投資有価証券	1,667,680	1,398,011
長期貸付金	630,000	1,578,600
長期前払費用	651,079	630,117
その他	159,820	166,370
投資その他の資産合計	3,108,580	3,773,099
固定資産合計	3,812,379	4,476,709
資産合計	12,242,286	11,959,585
負債の部		
流動負債		
買掛金	130,586	69,664
短期借入金	800,000	800,000
未払法人税等	32,194	11,127
賞与引当金	76,514	36,185
資産除去債務	36,000	-
その他	205,938	190,014
流動負債合計	1,281,233	1,106,992
固定負債		
資産除去債務	70,677	70,998
その他	520,804	430,880
固定負債合計	591,482	501,879
負債合計	1,872,716	1,608,871
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,157,286	6,375,761
資本剰余金	7,569,846	7,788,321
利益剰余金	4,218,339	4,501,199
株主資本合計	9,508,793	9,662,883
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	852,076	671,441
その他の包括利益累計額合計	852,076	671,441
新株予約権	8,700	16,389
純資産合計	10,369,570	10,350,714
負債純資産合計	12,242,286	11,959,585

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年10月1日 至平成25年12月31日)
売上高	517,028	526,769
売上原価	276,049	262,160
売上総利益	240,978	264,608
販売費及び一般管理費	417,765	551,878
営業損失()	176,787	287,269
営業外収益		
受取利息	4,793	5,529
為替差益	32,768	16,687
その他	2,331	2,233
営業外収益合計	39,893	24,450
営業外費用		
支払利息	1,746	1,667
株式交付費	-	2,794
社債発行費等	-	4,038
設備賃貸費用	304	1,531
その他	84	84
営業外費用合計	2,135	10,117
経常損失()	139,029	272,936
特別損失		
固定資産除却損	-	554
投資有価証券評価損	-	7,100
特別損失合計	-	7,654
税金等調整前四半期純損失()	139,029	280,590
法人税、住民税及び事業税	2,358	2,431
法人税等調整額	156	162
法人税等合計	2,202	2,269
少数株主損益調整前四半期純損失()	141,231	282,859
四半期純損失()	141,231	282,859

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	141,231	282,859
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	151,447	180,635
その他の包括利益合計	151,447	180,635
四半期包括利益	10,215	463,495
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	10,215	463,495
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(追加情報)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成25年10月24日開催の取締役会において、株式分割及び単元株制度の採用について決議いたしました。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

平成19年11月27日に、全国証券取引所より「売買単位の集約に向けた行動計画」が公表され、平成24年1月19日に、売買単位の100株と1000株への移行期限が平成26年4月1日に決定されたことに対応するため、当社普通株式1株を100株に分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用します。

なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成26年3月31日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割します。

(2) 分割により増加する株式数

平成26年3月31日(月)最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数とします。平成25年12月31日現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

株式分割前の発行済株式総数	883,331株
今回の分割により増加する株式数	87,449,769株
株式分割後の発行済株式総数	88,333,100株
株式分割後の発行可能株式総数	175,120,000株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	平成26年3月14日(金)
基準日	平成26年3月31日(月)
効力発生日	平成26年4月1日(火)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成26年4月1日(火)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日	平成26年4月1日(火)
-------	--------------

(注)上記の単元株制度の採用に伴い、平成26年3月27日(木)をもって証券取引所における売買単位も1株から100株に変更されます。

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年10月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	1.93円	3.24円

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)
減価償却費	45,067千円	45,309千円

(株主資本等関係)

株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成25年12月26日付で、ドイツ銀行ロンドン支店及び株式会社夢テクノロジーから第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第1四半期連結累計期間において資本金が218,475千円、資本準備金が218,475千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が6,375,761千円、資本準備金が7,788,321千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)

当社グループは、細胞医療支援事業並びにこれらに付帯する業務の単一事業であるため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	細胞加工業	細胞医療製品 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	526,154	614	526,769	-	526,769
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	526,154	614	526,769	-	526,769
セグメント利益又は損失 ()	86,457	251,782	165,324	121,945	287,269

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 121,945千円は、全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

従来、セグメント情報における報告セグメントは「細胞医療支援事業並びにこれらに付帯する業務」の単一セグメントでありましたが、平成25年11月「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」が成立した事に伴い、新たな体制による経営管理を充実させる観点から当社グループの経営管理手法を見直しております。その結果、当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントを従来の「細胞医療支援事業並びにこれらに付帯する業務」から「細胞加工業」及び「細胞医療製品事業」の2区分に変更しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報を当第1四半期連結累計期間の報告セグメントの区分方法により作成した情報については、必要な財務情報を遡って作成する事が実務上困難であるため、開示を行っておりません。

また、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は単一セグメントであることから、前第1四半期連結累計期間の区分方法により作成した当第1四半期連結累計期間のセグメント情報は省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年10月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	192.74円	323.64円
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(千円)	141,231	282,859
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額()(千円)	141,231	282,859
普通株式の期中平均株式数(株)	732,755	873,983
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	新株予約権3種類(新株予約権の数90,000個、普通株式90,000株)。新株予約権の概要は「第3提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月12日

株式会社メディネット

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 海野 隆善 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 均 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディネットの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メディネット及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。